

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年6月10日)

[件名]

■ 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」

に係る連絡調整会議（第1回）の開催結果について

(危機管理政策課) … 2

■ 空・海連携による災害初動対処訓練の実施について

(危機対策・情報課) … 3

■ 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第38報）

(原子力安全対策課) … 4

■ 令和7年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について

(原子力安全対策課) … 5

■ 消防防災ヘリコプターからの物件落下について

(消防防災航空センター) … 6

危機管理部

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に係る 連絡調整会議（第1回）の開催結果について

令和7年6月10日
危機管理政策課

鳥取県と徳島県は、両県間の協定や中四国9県の協定などにより、災害時の相互応援体制を構築しているところですが、本年4月に施行された「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（総務省策定。以下「AP」という。）において、南海トラフ地震発生時に、鳥取県は新潟市とともに徳島県を即時に応援するカウンターパートとして位置づけられました。

それを受け、3県市の防災担当部課等が、応援・受援体制等について初めて意見交換を行う「第1回南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン連絡調整会議」を開催しました。

1 APの概要

（1）概要

南海トラフ地震を対象に、総務省の「応急対策職員派遣制度」（※）の特例を定めるもの（令和7年4月1日施行）。予め応援編成計画（応援・受援自治体の組合せ）を定め、体制を構築しておくことで、迅速な派遣、効果的な支援実施を図る（通常は発災後に応援・受援自治体を調整・決定）。APでは10の重点受援県に対する応援県等の組合せが示され、鳥取県は新潟市とともに、徳島県（重点受援県）を即時に応援するカウンターパート（即時応援道県等）として決定された。

※総務省「応急対策職員派遣制度」（平成30年～）

大規模災害が発生し、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難な場合に、全国の地方公共団体から被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み。

（2）即時応援道県等における応援体制

南海トラフ地震の発生時には、APに基づき、鳥取県（市町村含む。）及び新潟市が、情報収集や応援ニーズの把握等を行う「先遣隊」及び災害対応業務に従事する職員からなる「応援隊」を編成し、職員を徳島県に派遣し、支援を行う。

（3）支援対象業務

主に次の3業務が支援対象となるが、緊急性に応じてその他の業務についても支援に努める。

①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

2 会議の概要

（1）日時等 令和7年5月19日（月）14時～、Web会議

（2）出席者 徳島県、鳥取県及び新潟市の危機管理担当部課職員並びに総務省（オブザーバー）

（3）意見交換内容

項目	内容
徳島県概要	○徳島県の概要、地理、道路整備状況、南海トラフ巨大地震の被害想定（人的被害、建物被害、避難者数、津波浸水想定区域）等について、徳島県から説明があった。
交通手段・経路	○鳥取県・新潟市の先遣隊・応援隊の交通手段について、陸路での進出が可能な場合は自動車で進出するが、陸路での進出が不可能な場合は空路又は海路によらざるを得ず、今後、重点受援県となる徳島県とともに、航空機・船舶を有する自衛隊・海上保安庁等と調整を行うことを確認した。
支援組合せ	○迅速な支援につなげるため、徳島県の24市町村に対して支援する鳥取県の19市町村・新潟市の組合せ（カウンターパート）の基本形を決めておく方が良いとの方針を確認した。 なお、鳥取県と徳島県の間では、市町村レベルで災害時相互応援協定を締結済みの例があるので、組合せの参考とする予定である（鳥取市と徳島市、米子市と阿南市、倉吉市と吉野川市、境港市と鳴門市、鳥取県市長会と徳島県市長会、鳥取県町村会と徳島県町村会）。
応援班の規模等	○応援班の規模・ローテーションについては、過去の災害派遣を例に今後検討することとした。
応援手順等	○応援・受援の手順、詳細等を定める「応援・受援要領」の作成を今後進めることで合意した。

空・海連携による災害初動対処訓練の実施について

令和7年6月10日
危機対策・情報課

能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の実動機関の救出・救援要領を取りまとめた「鳥取県災害初動対処計画」の検証等を目的とした初の実動訓練として、「空・海連携による災害初動対処訓練」を実施しました。

1 日時、場所

日時 令和7年5月30日(金) 9:30～16:30

場所 鳥取砂丘コナン空港、賀露海岸、鳥取港、岩美町民総合運動場、田後港

2 訓練想定

大規模地震により、県東部で道路網が寸断、県中・西部との幹線道路が不通となった状況を想定し、航空機（大型ヘリ、輸送機）及び船舶により救援物資・救援部隊等を搬送。

3 参加機関

参加機関 8 機関（参加人数 約120名）

※ 鳥取県、岩美町、自衛隊（陸、海、空）、海上保安庁、国土交通省中国地方整備局、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、（一社）鳥取県トラック協会、日本赤十字社鳥取県支部

4 訓練内容

- ① 海上自衛隊エアクッション艇（LCAC）による揚陸・車両輸送【賀露海岸（鳥取市）】
- ② 航空自衛隊大型輸送機（C-2）による車両輸送【鳥取砂丘コナン空港（鳥取市）】
- ③ トラック、船舶による物資・人員輸送【田後港（岩美町）】
- ④ 陸上自衛隊大型ヘリコプター（CH-47）による物資輸送【町民総合運動場（岩美町）】**【天候不良のため中止】**



LCACによる揚陸・車両輸送（賀露海岸）



C-2による車両輸送（鳥取砂丘コナン空港）



トラックによる物資輸送（田後港）



船舶による人員輸送（田後港）

5 訓練の成果等

- 幹線道路が不通となった状況下における空路、海路、陸路を連携させた救援部隊等の進出要領を確認できた。
- 海上自衛隊エアクッション艇（LCAC）に積載可能な車両規格や揚陸に必要な事前準備等を確認できた。
- 新たに位置付けた大型ヘリ離着陸適地に陸上自衛隊大型ヘリコプター（CH-47）を離着陸させるための事前の連携要領を確認できた。**（当日の訓練は天候不良により中止）**
- 実動訓練を通じて、関係機関相互の連携要領を確認できた。

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第38報）

令和7年6月10日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は5月21日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

（1）特定重大事故等対処施設（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

（2）長期施設管理計画

認可申請：令和6年7月30日（補正1回）、審査会合：2回

5月21日に長期施設管理計画が認可され、40年までの運転が可能（運転開始から約36年が経過）となった。同計画に基づき、原子炉本体よりも長期間使用している共用施設（制御室建物、サイドバンカ建物及び補助ボイラ室）の3ヶ所で、令和8年度中にコンクリート構造の強度や劣化具合を特別点検する。

※ 長期施設管理計画は、GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもので、運転開始30年以降、10年以内ごとに認可が必要。新制度の施行日（本年6月6日）までに認可されなければ原子炉の停止が必要であった。

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合13回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

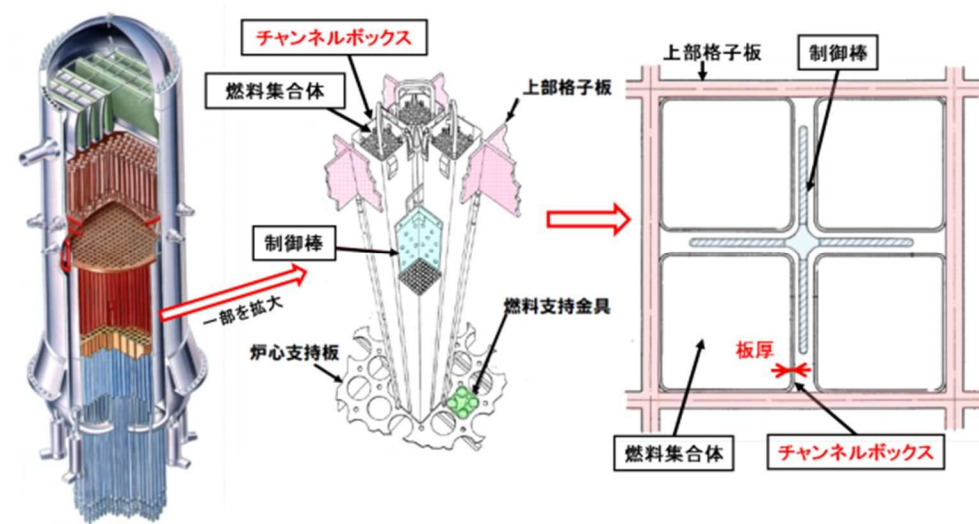
6月3日に審査会合（13回目）が開催され、中国電力から次のとおり説明した。

・原子炉圧力容器内の燃料集合体を覆う「チャンネルボックス」を耐震化のため厚くすることについて、その影響を解析した結果、設置許可基準に適合する。

→原子力規制委員会からは、運転時の異常な過渡変化への影響に関する解析条件等について、より具体的な説明を求めるとの指摘があった。（次回以降に改めて説明）

※ チャンネルボックス：原子炉圧力容器内の燃料集合体を覆う四角い筒状の金属製カバー。原子炉冷却材の流路の確保、制御棒の挿入空間の確保、燃料の固定・保護の機能を有する。

・設計基準対象施設や重大事故等対処施設など一部審査項目の説明開始時期を前倒しする。



チャンネルボックスの構造（出典：中国電力ホームページ）

令和7年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について

令和7年6月10日

原子力安全対策課

原子力安全顧問会議を開催し、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案、並びに令和6年度環境放射線等測定結果及び令和7年度環境放射線等測定計画について、専門的な観点から審議、確認いただき、了承を得ました。

1 開催日時 令和7年6月4日（水）午前11時～正午

2 開催場所 県庁災害対策本部室 ※web併用

3 出席者

（1）県原子力安全顧問（17名中10名出席）

北田顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、望月顧問、牟田顧問、佐々木顧問、香川顧問
河野顧問、梅本顧問

（2）オブザーバー

米子市、境港市、三朝町、中部総合事務所、西部総合事務所

4 議題及び顧問の主な意見

（1）地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の修正

〔修正内容：国の屋内退避検討チームの検討結果等を踏まえた見直し、原子力防災訓練の
教訓や県の取組等の反映〕

- ・適確な修正案になっていることを確認した。
- ・県の計画だけでなく、関係市の計画や原子力防災ハンドブックなどの関係する資料をまとめるなど、住民にとって分かりやすい形での広報について工夫をして欲しい。
- ・緊急事態応急対策に従事する県職員に教育を行った上で、被ばく管理をしっかりとする必要はある。
- ・緊急事態応急対策に従事する者に対して、地震等との複合災害に関する教育が必要である。

（2）令和6年度環境放射線等測定結果案及び令和7年度環境放射線等測定計画

（測定結果：原子力施設からの影響は認められない）

- ・適確な内容であり了承する。



《令和7年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議の様子》

5 今後の予定

パブリックコメントを経て、県防災会議で審議・決定する。

消防防災ヘリコプターからの物件落下について

令和 7 年 6 月 1 0 日

消防防災航空センター

5 月 2 6 日（月）に琴浦町・小田股ダムで実施した水難救助訓練中、消防防災ヘリコプターからホイストで吊り上げ中の隊員から、フィン（足ひれ）の片方がダム水域に落下する事案が発生しました。

訓練後、原因究明等のため同ヘリコプターの運航を休止しましたが、原因究明及び再発防止策が取りまとまったことから、同月 3 0 日（金）に運航を再開しました。

1 事案の概要

- (1) 日 時 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）12 時 2 3 分頃
- (2) 場 所 東伯郡琴浦町 小田股ダム ヘリの位置：堰堤南側 5 0 m、水面から約 3 0 m
- (3) 状 況 隊員をホイストで吊り上げ中に、隊員の左足に装着していたフィン（水難救助用足ひれ）がダムの水域に落下した。すぐにダム内を捜索したものの、発見には至らなかった。
- (4) 対応状況
 - ・ダム管理者である東伯地区土地改良区連合組合及び琴浦町に速やかに連絡し、謝罪した。
 - ・大阪航空局に報告し、航空法による報告の対象外（ヘリコプター部品以外の落下）であることを確認した。

訓練実施場所



落下物のサイズ及び重量



2 原因究明と再発防止策

(1) 落下原因

- ・水中での隊員同士の接触により、フィンの踵固定ベルト、落下防止スリングの両方が踵から離脱し、それに気づかないままホイストで吊り上げられたため、フィンの自重及びダウンウォッシュの影響を受け、落下したものと推定。



①着水前（荷重がかかった場合に締め付け）



②吊り上げ中



③吊り上げ後

(2) 再発防止策

- ・落下防止器具の固定方法を、常時足首に固定する方式（ひばり結び等）に変更した。
- ・併せて、資器材点検及び訓練中の隊員同士の装着確認の徹底について再確認した。



スリングとフィンを厳重に固定



試験運用にて強度を確認

3 参考（対応経緯）

5月26日（月）

12時09分

訓練開始

〔 隊員2名（フィン装着）は水中降下、ダミー人形を使用して救助訓練
隊員1名がダミー人形を抱えて、吊り上げられ、ヘリ収容 〕

12時23分

水中の隊員1名を吊り上げ時に左足に装着していたフィンがダム水域に落下

13時26分

東伯地区土地改良区連合組合（小田股ダム管理者）及び琴浦町役場に連絡

15時00分

消防防災ヘリ運航休止措置（隊長判断）

16時18分

大阪航空局に報告し、航空法に基づく報告不要を確認

27日（火）

28日（水）

訓練事後検討会を開催

29日（木）

原因究明及び再発防止策を取りまとめ

30日（金）

8時30分

消防防災ヘリコプターの運航再開